

---

令和 2 年 度 教 育 課 程 研 究 集 会  
小 学 校 道 徳

---

奈良県教育委員会事務局学校教育課  
指導主事 丹下 博幸  
E-mail [tange-hiroyuki@office.  
pref.nara.lg.jp](mailto:tange-hiroyuki@office.pref.nara.lg.jp)

はじめに

# 道徳教育における評価の意義

教師

指導の目標や計画、指導方法の改善・充実に取り組むための資料となるもの

児童

自らの成長を実感し意欲の向上につなげていくもの

指導に生かされ、児童の成長につながる評価でなくてはならない

指導と評価の一体化

# 評価の意義

児童のよい点や進歩の状況などを積極的に評価し、学習したことの意義や価値を実感できるようにすること。また、各教科等の目標の実現に向けた学習状況を把握する観点から、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫して、学習の過程や成果を評価し、指導の改善や学習意欲の向上を図り、資質・能力の育成に生かすようにすること。

小学校学習指導要領「第1章 総則」の「第3 教育課程の実施と学習評価」の2の(1)

# 道徳科の評価の基本的態度

道徳科は、道徳教育の目標に基づき、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によって**道徳性を養うことがねらいである。**

道徳性とは、人間としてよりよく生きようとする人格的特性であり道徳的判断力、道徳的心情、道徳的実践意欲及び態度を諸様相とする内面的資質である。このような道徳性が養われたか否かは、**容易に判断できるものではない。**

しかし、道徳性を養うことを学習活動として行う道徳科の指導では、その**学習状況**や**成長の様子**を適切に把握し**評価することが求められる。**

## これまで行ってきた道徳教育の評価

評価の公的な文書である「指導要録」の場合

### 行動の記録

- ◇基本的な生活習慣
- ◇健康・体力の向上
- ◇自主・自律
- ◇責任感
- ◇創意工夫
- ◇思いやり・協力 …

十分満足できる状況にあると判断される場合に○印を付ける評価

### 総合所見及び指導上参考となる諸事項

児童の成長の状況を総合的に捉え、記述する評価

教育活動全体において  
児童の道徳的な行為等から見取る評価

# 道徳科の評価

## 道徳科の授業で見取る児童の評価

児童の学習状況や道徳性に係る成長の様子を**継続的に**把握し、指導に生かすよう努める必要がある。ただし、数値などによる評価は行わないものとする。

小学校学習指導要領「第3章 特別の教科 道徳」の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の4

# 道徳科における在り方

- ・ 数値による評価ではなく、記述式とすること
- ・ 個々の内容項目ごとではなく、大きくくりなまとまりを踏まえた評価とすること
- ・ 他の児童との比較による評価ではなく、児童がいかに成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます個人内評価として行うこと
- ・ 学習活動において児童がより多面的・多角的な見方へと発展しているか、道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているかといった点を重視すること
- ・ 発達障害等のある児童が抱える学習上の困難さの状況等を踏まえた指導及び評価上の配慮を行うこと
- ・ 調査書に記載せず、入学者選抜の合否判定に活用することのないようにすること

# 道徳科における学習状況等に関する評価の**視点**例

## ○一面的な見方から多面的・多角的な見方へと発展させているか

- ・道徳的価値に関わる問題に対する判断の根拠やそのときの心情を様々な視点から捉え考えようとしているか
- ・自分と違う立場や感じ方、考え方を理解しようとしているか
- ・複数の道徳的価値の対立が生じる場面において取り得る行動を多面的・多角的に考えようとしているか など

## ○道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているか

- ・読み物教材の登場人物を自分に置き換えて考え、自分なりに具体的にイメージして理解しようとしているか
- ・現在の自分自身を振り返り、自らの行動や考えを見直しているか
- ・道徳的な問題に対して、自己の取り得る行動を他者と議論する中で、道徳的価値の理解を更に深めているか
- ・道徳的価値を実現することの難しさを自分のこととして捉え、考えようとしているか など



## 道徳科における学習状況の例

道徳的諸価値の理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習

- ・ 道徳的価値のよさや大切さについて考えようとしている。
- ・ 道徳的価値について、一つの見方ではなく様々な角度から捉えて考えようとしている。
- ・ 道徳的価値について、自分のこれまでの体験から感じたことを重ねて考えようとしている。
- ・ 授業で学んだ道徳的価値のよさを感じ、これからの自分の生き方に生かそうとしている。 など

# 道徳科における学習指導過程や指導方法に関する評価の観点例

- ア 学習指導過程は、道徳科の特質を生かし、道徳的価値の理解を基に自己を見つめ、自己の生き方について考えを深められるよう適切に構成されていたか。また、指導の手立てはねらいに即した適切なものとなっていたか。
- イ 発問は、児童が多面的・多角的に考えることができる問い、道徳的価値を自分のこととして捉えることができる問いなど、指導の意図に基づいて的確になされていたか。
- ウ 児童の発言を傾聴して受け止め、発問に対する児童の発言などの反応を、適切に生かしていたか。
- エ 自分自身との関わりで、物事を多面的・多角的に考えさせるための、教材や教具の活用は適切であったか。
- オ ねらいとする道徳的価値についての理解を深めるための指導方法は、児童の実態や発達の段階にふさわしいものであったか。
- カ 特に配慮を要する児童に適切に対応していたか。

指導に生かす **自分自身との関わり** の中で深めている例

- ・ 教材の登場人物に自分を置き換えて考える。
- ・ 教材の問題点等を自分事として受け止めて考える。
- ・ 日常生活や学校生活等を想起しながら考える。
- ・ 自分の生活を見つめ、振り返りながら考える。
- ・ 自分だったらどうするかなど考える。 など

## 指導に生かす具体的な **多面的・多角的な見方** の例

- ・ねらいとする道徳的価値の様々な面を考える。
- ・道徳的価値を支える様々な根拠を考える。
- ・様々な登場人物の立場で考える。
- ・焦点を絞って考えたり、視野を広げて考えたりする。
- ・時間の経過とともに変化する気持ちを考える。
- ・人間の強さや弱さ等を捉えて考える。                      など

# 道徳科の目標

第1章総則の第1の2の(2)に示す道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、**道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習**を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。

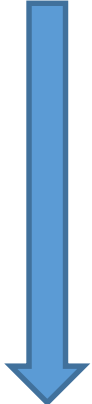
小学校学習指導要領 「第3章 特別の教科 道徳」の「第1 目標」

## 道徳的諸価値について理解する

### 道徳的価値

よりよく生きるために必要とされるもの

人間としての在り方や生き方の礎となるもの



学校教育においては、これらのうち発達の段階を考慮して、児童一人一人が道徳的価値観を形成する上で必要なものを**内容項目**として取り上げている。

将来、様々な問題場面に出会った際に、その状況に応じて自己の生き方を考え、主体的な判断に基づいて道徳的実践を行うためには、**道徳的価値**の意義及びその大切さの理解が必要になる。

[善悪の判断、自律、自由と責任]

[第1学年及び第2学年]

よいことと悪いこととの区別をし、よいと思うことを進んで行うこと。

[第3学年及び第4学年]

正しいと判断したことは、自信をもって行うこと。

[第5学年及び第6学年]

自由を大切にし、自律的に判断し、責任のある行動をすること。

**A** 主として自分自身に関すること

【善悪の判断、自律、自由と責任】 【正直、誠実】 【節度、節制】  
【個性の伸長】 【希望と勇気、努力と強い意志】 【真理の探究】

**B** 主として人との関わりに関すること

【親切、思いやり】 【感謝】 【礼儀】 【友情、信頼】 【相互理解、寛容】

**C** 主として集団や社会との関わりに関すること

【規則の尊重】 【公正、公平、社会正義】 【勤労、公共の精神】  
【家族愛、家庭生活の充実】 【よりよい学校生活、集団生活の充実】  
【伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する態度】 【国際理解、国際親善】

**D** 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること

【生命の尊さ】 【自然愛護】 【感動、畏敬の念】 【よりよく生きる喜び】



# 道徳的諸価値について理解する

## 価値理解

道徳的価値は、人間としてよりよく生きる上で大切なことであると理解すること

## 人間理解

道徳的価値は大切であってもなかなか実現することができない人間の弱さなども理解すること

## 他者理解

道徳的価値を実現したり、実現できなかつたりする場合の感じ方、考え方は一つではない、多様であるということをも前提として理解すること

道徳科の中で道徳的価値の理解のための指導をどのように行うのかは、授業者の意図や工夫によるが、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うには、道徳的価値について理解する学習を欠くことはできない。また、指導の際には、**特定の道徳的価値を絶対的なものとして指導したり**、本来実感を伴って理解すべき道徳的価値のよさや大切さを**観念的に理解させたりする**学習に終始することのないように配慮することが大切である。

# 自己を見つめる

道徳的価値の理解（価値理解、人間理解、他者理解）を図るには、児童一人一人がこれらの理解を自分との関わりで捉えることが重要

人間としてよりよく生きる上で大切な道徳的価値を自分のこととして感じたり考えたりすることが大切

これまでの自分の経験やそのときの感じ方、考え方と照らし合わせながら、更に考えを深めること

自己理解



## 多面的・多角的に考える

道徳性を養うためには、児童が多様な感じ方や考え方に接することが大切であり、児童が多様な価値観の存在を前提にして、他者と対話したり協働したりしながら、物事を多面的・多角的に考えることが求められる。

物事を多面的・多角的に考える学習を通して児童一人一人は、価値理解と同時に人間理解や他者理解を深め、更に自分で考えを深め、判断し、表現する力などを育む。

## 自己の生き方についての考えを深める

例えば、

児童が道徳的価値に関わる事象を自分自身の問題として受け止められるようにする。

他者の多様な感じ方や考え方に触れることで身近な集団の中で自分の特徴などを知り、伸ばしたい自己を深く見つめられるようにする。

これからの生き方の課題を考え、それを自己の生き方として実現していこうとする思いや願いを深めることができるようにする。

# 学校再開後の道徳教育の推進、充実

## 道徳教育の指導計画を確認する際のポイント

### 1 道徳教育の全体計画

○ 学校教育目標と道徳教育の重点目標の確認  
道徳科の年間指導計画などを見直す際、各学校における教育活動の柱となるのが学校教育目標であり、道徳教育においては道徳教育の重点目標です。

#### → 重点とすべき事項、内容項目の確認

併せて、小学校学習指導要領第1章第6の2に示されている指導内容の重点化についても留意してください。

- (1) 第1学年及び第2学年においては、挨拶などの基本的な生活習慣を身に付けること、善悪を判断し、してはならないことをしないこと、社会生活上のきまりを守ること。
- (2) 第3学年及び第4学年においては、善悪を判断し、正しいと判断したことを行うこと、身近な人々と協力し助け合うこと、集団や社会のきまりを守ること。
- (3) 第5学年及び第6学年においては、相手の考え方や立場を理解して支え合うこと、法やきまりの意義を理解して進んで守ること、集団生活の充実に努めること、伝統と文化を尊重し、それらを育ててきた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重すること。

## カリキュラム・マネジメント

※現下の状況を踏まえて

「新しい生活様式」を踏まえた学校衛生管理上、身体的距離の確保等の指導から、人與人との関わりから得られる心が育みづらい状況があります。また、医療従事者などへの不当な差別やSNSにおける誹謗中傷などの社会的な問題が報道されています。このような事象について直接的な指導も必要ですが、**道徳科の授業では、児童が道徳的価値を自覚し、自己の生き方について考えを深め、日常生活や今後出会うであろう様々な場面、状況において、道徳的価値を実現するための適切な行為を主体的に選択し、実践することができるような道徳性を育てることが、その本質である**ことを踏まえ、この状況下でどのような内容項目を重点的に指導するかも検討する必要があります。

例えば……

- よりよい学校生活、集団生活の充実
- 感謝
- 相互理解、寛容
- 節度、節制
- 規則の尊重
- 生命の尊重 など

心のケア

# 学校再開後の道德教育の推進、充実



2 初教課第 5 号  
令和 2 年 6 月 5 日

各都道府県教育委員会指導事務主管課長  
各指定都市教育委員会指導事務主管課長  
各都道府県私立学校事務主管課長  
附属学校を置く各国立大学法人附属学校事務担当課長  
構造改革特別区域法第 13 条第 1 項の認定を受けた  
各地方公共団体の学校設置会社事務担当課長

發

文部科学省初等中等教育局教育課程課長  
滝 波



(白影印刷)

文部科学省初等中等教育局教科書課長  
中 野 理



(白影印刷)

学校の授業における学習活動の重点化に係る留意事項等について (通知)

「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における『学びの保障』の方向性等について」(令和 2 年 5 月 15 日初等中等教育局長通知)において、臨時休業及び分散登校の長期化などにより学校の授業における通常の学習活動で指導を終えることが困難な場合の特例的な対応として、学習指導要領に定める内容が効果的に指導できるよう、個人でも実施可能な学習活動の一部を ICT 等を活用して授業以外の場において行うことなどにより、学校の授業において行う学習活動を、教師と児童生徒の関わり合いや児童生徒同士の関わり合いが特に重要な学習への動機付けや協働学習、学校でしか実施できない実習等に重点化することが考えられる旨、示したところです。

この度、教科書発行者の協力を得て、小学校第 6 学年(義務教育学校第 6 学年を含む。以下同じ。)及び中学校第 3 学年(義務教育学校第 9 学年及び中等教育学校第 3 学年を含む。以下同じ。)の教科書の取扱いに当たり、授業以外の場において取り扱うこととすることが考えられる活動を具体的に示すなど、授業に

新型コロナウイルス感染症の影響により、地域によっては長期の学校休業措置が取られた結果、児童の「学びの保障」が喫緊の課題となっています。そこで、左の通知においては、学校再開後、登校日の設定や分散登校の実施、時間割編成の工夫等の取組を行い学校における指導を充実したとしても、なお年度当初予定していた内容の指導を本年度中に終えることが困難である場合の特例的な対応を示しています。

## 2 道德科の年間指導計画

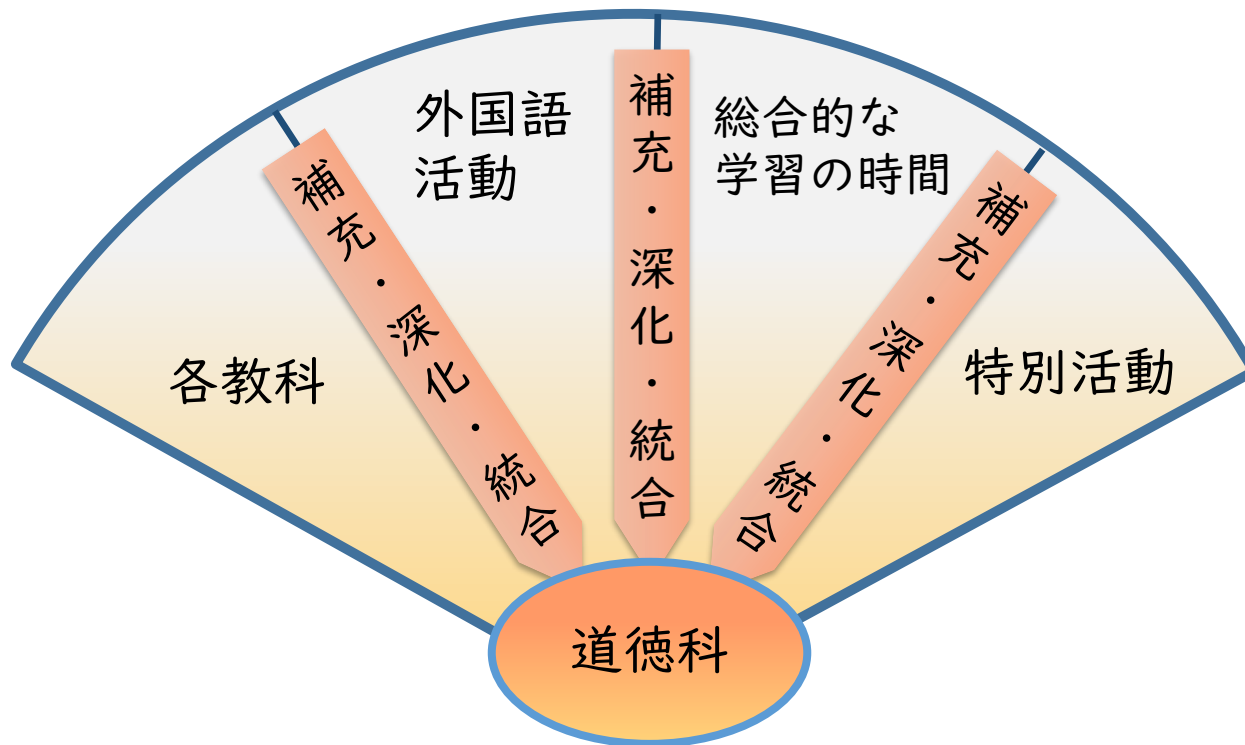
「特別の教科 道德」(道德科)では、その扱いについて次のように示しています。

○小学校学習指導要領(平成29年告示)第3章第3の「指導計画の作成と内容の取扱い」の1において、道德科の年間指導計画を作成するに当たって「第2に示す各学年段階の内容項目について、相当する各学年において全て取り上げることとする。」とされていることを踏まえ、学校の授業で全ての内容項目を取り上げることが求められる。その上でどの内容項目を授業でより重点的に指導するのかについては、各学校で十分に検討し、判断することが重要である。

「どの内容項目を授業でより重点的に指導するかについては、各学校で十分に検討し、判断すること」については、道德教育の全体計画や別葉、「特別の教科 道德」の年間指導計画を、休業後の児童の様子を踏まえながらも一度確認し、教職員間で共通認識の下、道德教育を充実させる必要があります。

# 学校再開後の道德教育の推進、充実

## 道德教育の要としての道德科の授業



補充

各教科等で行う道德教育としては取り扱う機会が十分ではない内容項目に関わる指導を補う

深化

各教科等で行った道德教育について、児童生徒の実態等を踏まえて指導をより一層深める

統合

内容項目の相互の関連を捉え直したり発展させたりする